様式第１号の１（第７条関係）【賃金UP要件】

令和　７年１０月＊＊日

公益財団法人佐賀県産業振興機構

佐賀県産業イノベーションセンター

所　長　　様

　　　　　　　　　　　　　　　【申請者】

|  |  |
| --- | --- |
| 所在地 | 〒\*\*\*-\*\*\*\* |
|  | 佐賀県佐賀市＊＊＊＊＊＊＊＊ |
| フリガナ | カブシキガイシャサガ |
| 企業名 | 株式会社佐賀 |
| （法人の場合は法人名、個人事業主の場合は屋号、店舗名等） |
| 代表者役職・氏名 | 代表取締役　 | 佐賀　太郎 |
| 事業担当者名 | 佐賀　花子 |
| （申請者本人又はその従業員に限る） |
| 連絡先　　電話 | \*\*\*\*-\*\*-\*\*\*\* |
| 　　　　E-Mail | \*\*\*\*\*\*@\*\*\*\*\*\*.jp |
| 書類送付住所･宛名 | 〒 |
| （書類送付先が企業の住所･代表者と異なる場合に記載） |

佐賀県窯業関連中小企業生産性向上・陶土価格高騰緩和支援補助金交付申請書

佐賀県窯業関連中小企業生産性向上・陶土価格高騰緩和支援補助金交付要綱第７条第１項の規定により、下記のとおり申請します。

記

１　実施事業：　[x] 設備投資・補修等支援事業　　[ ] 長寿命化計画策定支援事業

　　　　　　　　[x] 陶土価格支援事業　　　 　[ ] 価格転嫁推進のための専門家派遣事業※

　　　　　　　　※価格転嫁推進のための専門家派遣事業については本補助事業とは別に実施する

事業となります。交付申請時点で申込をしていることが必須です。

※陶土製造業者は１つの事業で可。

２　補助金交付申請額：　　　　金　　１，５０６，０００　円

３　添付資料（添付している資料に☑）

[x] 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

[x] 確定申告書別表第１の写し

[x] 営業許可証の写し（営業許可が必要な業種のみ）

[x] 従業員数を確認できる書類の写し（法人事業概況説明書、青色申告決算書、収支内訳書等）

[ ] 県内の陶磁器製造業者に原材料等を納入した実績がわかる書類（納品書・受領書等）の写し

（原材料等の製造業者等に該当する場合のみ）

[x] 賃金台帳の写し（引上げ前※1と引上げに伴う賃金の支払いが発生した最初の月※2）

[x] 事業経費の内容と金額が確認できるもの（見積書、カタログ等）

[x] 陶土価格支援事業補助金額算定表（必要に応じて）

　[x] 一者選定理由書（必要に応じて）

　[x] ローカル発注調書（必要に応じて）

　[x] 設備導入等前後の状態を確認するための導入等前（導入等場所）写真

[x] 誓約書（別紙１）

※1 引上げ前とは引上げの基準となる月の賃金台帳です。

※2 引上げ予定で申請をする場合は引上げ前の賃金台帳のみ提出してください。

　※提出資料については最後に詳細を示していますので、必ずご確認のうえ提出するようにしてください。

４　事業実施計画書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申請事業場情報（※１） | 事業場の名称 | 株式会社佐賀 |
|  | 事業場の所在地 | 佐賀県佐賀市＊＊＊＊＊ |
| 事業計画名 | \*\*\*\*の生産性向上に向けた電気窯導入及び\*\*\*\*製造の伴う陶土購入 |
| 事業実施期間 | 令和　７年８月１日　～　令和　７年１月１０日 |
| 事業内容（※２） | 〇現状・課題（要点を絞って出来るだけ簡潔に記載すること）＊＊＊＊＊＊・・・ |
|  | 〇上記課題の解決に向けた具体的な計画（この事業に意欲的に取り組む計画であることが分かるように要点を絞って記載すること）＊＊＊＊＊＊・・・ |
|  | 〇取組の効果（取組効果を分かりやすく具体的に記載すること）＊＊＊＊＊＊・・・ |
| 実施場所（※３） | 施設（事業所・店舗）名称 | 株式会社佐賀 |
|  | 所有形態 | 自己所有・賃貸・その他（　　　） |
|  | 住　　所 | 佐賀市＊＊＊＊＊ |
|  | 電話番号 | \*\*\*\*-\*\*-\*\*\*\* |
|  | チェック欄 |
| 他の補助金の利用確認 | 経費確認 | 今回の補助事業に要する経費について、国又は他の自治体が実施する補助金の対象経費としていない。 |[x]
|  |  | 過去のチャレンジ支援事業、設備導入支援事業、賃金UP支援事業、佐賀県中小企業生産性向上支援事業、第２弾佐賀県中小企業生産性向上支援事業、第４弾佐賀県中小企業生産性向上支援事業、佐賀県多様な人材確保環境整備支援事業、第２弾佐賀県多様な人材確保環境整備支援事業で採択されたものと同一事業、同一経費を補助金の対象経費としていない。 |[x]
|  | 他の補助金の申請確認 | 第５弾佐賀県中小企業生産性向上支援補助金に申請していない。 |[x]
| 賃金台帳の確認 | 添付している賃金台帳の写しに虚偽はない。 |[x]

※１　同一法人・同一個人事業主で複数事業場を申請する場合には、事業場ごとに書き分けて、それぞれ申請書一式を提出してください。

※２　必要に応じて図表や別紙を添える等、事業内容が具体的に分かるよう記載してください。

※３　複数ある場合は、行を挿入するなどして、すべて記載してください。

５　事業の実施から完了までの予定スケジュール

|  |  |
| --- | --- |
| 項　目 | 予定年月（和暦） |
| 陶土の発注（最初の発注分） | 令和7年8月1日 |
| 設備の発注 | 令和7年12月1日 |
| 設備の納入、据え付け、検収 | 令和7年12月15日 |
| 設備代金の支払い | 令和7年12月31日 |
| 陶土代金の支払い（最終発注分） | 令和8年1月10日 |

※　事業完了期限（令和8年1月15日）までに事業が完了（納品・支払い及び実績報告書の提出が完了）するスケジュールとしてください。

６　経費明細表

　（１）「設備投資・補修等支援事業」「長寿命化計画策定支援事業」

|  |  |
| --- | --- |
|  | （単位:円） |
| 補助対象経費区分※1 | 事業に要する経費(税込) | 補助対象経費(税抜)(A) | 備考※2 |
| 機械装置・システム構築費 | **2,200,000** | **2,000,000** |  |
| 広報費 |  |  |  |
| 展示会等出展費 |  |  |  |
| 開発費 |  |  |  |
| 資料購入費 |  |  |  |
| 雑役務費 |  |  |  |
| 借料 |  |  |  |
| 専門家謝金 |  |  |  |
| 委託費 |  |  |  |
| 外注費（工事費） |  |  |  |
| 運搬費 |  |  |  |
| 研修費 |  |  |  |
| 修繕費 |  |  |  |
| 合計 | **2,200,000** | **2,000,000** |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 補助金交付申請額①※3：(A)×2/3以内（千円未満切捨て、税抜） | **1,333,000** |

※1　該当する「補助対象経費区分」の欄に記載してください。

※2　経費の内容が分かる資料（見積書、カタログ、数量等）を添付してください。

※3　補助金交付申請額は補助対象経費(A)（税抜）の合計に2/3を掛け、千円未満を切り捨てて算出してください。補助上限額200万円を超える場合は、補助上限額が申請額となります。

（２）「陶土価格支援事業」

|  |  |
| --- | --- |
|  | （単位:円） |
| 補助対象経費区分 | 事業に要する経費(税込) | 補助対象経費(税抜) | 備考※1 |
| 陶土購入費 | **837,540** | **761,400** |  |
| 交付申請する陶土は天草陶石を原材料に使用したものである。 |[x]

|  |  |
| --- | --- |
| 補助金交付申請額②※2：値上分相当額（千円未満切捨て、税抜） | **173,000**  |

※1　経費の内容が分かる資料（値上げ前の単価が分かる書類、値上げ後の購入内容が分かる書類を添付してください。詳細は別紙５を確認してください。）

※2　補助金交付申請額は別紙６「陶土価格支援事業補助金額算定表」により算出してください。補助上限額200万円を超える場合は、補助上限額が申請額となります。

●補助金交付申請額合計

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　補助金交付申請額① | 補助金交付申請額② | **補助金交付申請額（①＋②）※** |
| **1,333,000** | **173,000** | **1,506,000** |

※補助上限額200万円を超える場合は、補助上限額が申請額となります。

７　資金調達内訳

|  |  |
| --- | --- |
| 事業に要する経費 | （単位:円） |
| 事業に要する経費の合計（税込） | **3,037,540** |
| 内訳 | 補助金交付申請額 | **1,506,000** |
| 自己資金 | **1,531,540** |
| 借入金 |  |
| その他 |  |

|  |
| --- |
| （単位:円） |
| 補助金の交付を受けるまでの財源内容 |
| 自己資金 | 借入金 | その他 |
| **506,000** | **1,000,000** |  |
| 借入金融機関名 | 「その他」の内容 |
| **＊＊銀行** |  |

※　「補助金交付申請額」は税抜で記載してください。

※　「事業に要する経費」表の「補助金交付申請額」以外については、自己資金、借入金、その他の区分ごとに税込で記載してください。

※　「補助金の交付を受けるまでの財源内容」表の「自己資金」、「借入金」、「その他」の合計額は、補助金交付申請額と同額になるように計画してください。

※　借入金融機関名は具体的な銀行名等を記載してください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 認定支援機関 | ＊＊商工会 | 担当者名 | ＊＊　＊＊ |
| 連絡先TEL | \*\*\*\*-\*\*-\*\*\*\* |
| 確認日 | 令和7年10月15日 |

【以下、本補助金交付申請書作成支援を行った認定支援機関が記入して下さい】

※申請書提出にあたり、認定支援機関の確認は必須です。

※認定支援機関とは、中小企業支援に関する専門的知識や実務経験が一定レベル以上にある者として、国の認定を受けた支援機関（税理士、税理士法人、公認会計士、中小企業診断士、商工会・商工会議所、金融機関等）です。

※「認定支援機関」欄は、本支店である場合は、例えば「〇〇銀行（〇〇支店）」と記載してください。

※「担当者名」欄は、姓名とも記入してください。

※本補助金における認定支援機関には、佐賀県が設置する「佐賀型賃金UP支援チーム」を含みます。

「佐賀型賃金UP支援チーム事務局」連絡先　0952-97-8135

８　補助対象要件確認

（１）事業者規模等要件（事業場単位ではなく、企業全体の内容について記載）

|  |  |
| --- | --- |
| 企業名（法人名、屋号等） | 株式会社佐賀 |
| 本店所在地 | 佐賀県佐賀市＊＊＊＊＊＊＊ |
| 資本金又は出資の総額 | 　　　　　　　　　　　　1,000,000円 |
| 企業全体で常時使用する従業員数 | 　　　　　　　　　　　　　　　　30人 |
| 業種（別紙７参照） | [ ] 商業（卸売業・小売業）・サービス業(宿泊業・娯楽業除く)[ ] サービス業のうち宿泊業・娯楽業[x] 製造業その他[ ] 組合・ＣＳＯ |
|  | 記号 | 業種 |
| 大分類 | E | 製造業 |
| 中分類 | 21 | 窯業・土石製品製造業 |
| 事業者規模（要綱第２条参照） | [ ] 小規模（個人）　【補助金額：15万～200万円】[ ] 小規模（法人）　【補助金額：30万～200万円】[x] 中小企業　　　　【補助金額：50万～200万円】 |
| みなし大企業ではない | [x] はい　　　[ ] いいえ |

（２）事業場内最低賃金引上げ要件

（２）－１　対象者基本情報（今回対象となる事業場に勤務する労働者について記入）

|  |  |
| --- | --- |
| 労働者職氏名 | 佐賀　一郎 |
| 採用年月日（和暦） | 令和２年４月１日 |
| [x] 引上げ時点で雇入れ後3か月を経過している |
| 賃金の引上げ年月日（予定含む） | 令和６年２月１日 |
| 引上げに伴う給与支給日（予定含む） | 令和６年３月２０日 |
| 退職日（既に退職している場合のみ記入） | 令和　　年　　　月　　　日 |

（２）－２　賃金引上げ率算定（「月給の場合」、「日給の場合」、「時給の場合」いずれかを記入）

●月給の場合

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 引上げ前 | 引上げ後（予定含む） |
| 賃金の算定対象期間 | 令和６年１月１日～令和６年１月３１日 | 令和６年２月１日～令和６年２月２９日 |
| ①１か月平均所定労働時間※ | １６０時間 | １６０時間 |
| ②基本給 | 　　　１５０，０００円 | 　　　１６０，０００円 |
| ③役職手当 | 　　　　１０，０００円 | 　　　　１０，０００円 |
| ④住宅手当 | 　　　　１０，０００円 | 　　　　１０，０００円 |
| ⑤その他手当（最低賃金の対象となるものに限る） | 　　　　　　　　　０円 | 　　　　　　　　　０円 |
| ⑥時間額　※小数点以下切捨て(（②＋③＋④＋⑤）÷ ①) | ⑦ | 　　　１，０６２円 | ⑧ | 　　１，１２５円 |
| 賃金引上げ率　※小数第三位以下切捨て(⑧÷⑦ - 1）×100 ≧ 5％ | 　　　　　　　　　　　　　　５．９３％ |

●日給の場合

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 引上げ前 | 引上げ後（予定含む） |
| 賃金の算定対象期間 | 令和　　年　　月　　日～令和　　年　　月　　日 | 令和　　年　　月　　日～令和　　年　　月　　日 |
| 1日の基本賃金 | 　　　　　　　　　　円 | 　　　　　　　　　　円 |
| 1日の所定労働時間数 | 時間 | 　　　　　　　　　時間 |
| ⑨1か月の実労働時間数 | 時間 | 　　　　　　　　　時間 |
| ⑩支給金額（最低賃金の対象となるものに限る） | 　　　　　　　　　　円 | 　　　　　　　　　　円 |
| ⑪時間額　※小数点以下切捨て( ⑩ ÷ ⑨ ) | ⑫ | 　　　　　　　　円 | ⑬ | 　　　　　　　　円 |
| 賃金引上げ率　※小数第三位以下切捨て(⑬÷⑫ - 1）×100 ≧ 5％ | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　％ |

●時給の場合

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 引上げ前 | 引上げ後（予定含む） |
| 賃金の算定対象期間 | 令和　　年　　月　　日～令和　　年　　月　　日 | 令和　　年　　月　　日～令和　　年　　月　　日 |
| 時給（＝⑯時間額） | 　円 | 　　　　　　　　　　円 |
| ⑭労働時間数 | 時間 | 　　　　　　　　　時間 |
| ⑮支給金額（最低賃金の対象となるものに限る） | 　　　　　　　　　　円 | 　　　　　　　　　　円 |
| ⑯時間額　※小数点以下切捨て( ⑮ ÷ ⑭ ) | ⑰ | 　　　　　　　　円 | ⑱ | 　　　　　　　　円 |
| 賃金引上げ率　※小数第三位以下切捨て(⑱÷⑰ - 1）×100 ≧ 5％ | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　％ |

※賃金台帳において時間額（時給額）が明記されている場合には、⑰・⑱の欄に直接転記することも可。

※１か月平均所定労働時間＝（365日－年間休日日数）×1日の所定労働時間÷12か月

※同一の事業場内最低賃金で従事する労働者が複数名いる場合には、当該労働者全員について、賃金を5％以上引き上げること。

※事業場内最低賃金を引き上げた結果、賃金額を追い越される者がいる場合には、その者についても引き上げ前の事業場内最低賃金額から5％以上引き上げること。ただし、その者の賃金額が、引き上げ前の事業場内最低賃金額を5％以上上回っている場合には、この限りではない。

※賃金引上げ率の算定については、上記様式への記入を原則とするが、上記様式での計算が不可能な場合（算定対象期間の途中で給与単価に変更が生じた場合や同一の事業場内最低賃金で従事する労働者が複数名いる場合など）には、その理由を明記のうえ、別途任意の様式により提出すること。

※専従者については、事業場内最低賃金の算定対象者としない。

※添付する賃金台帳については、引上げ前（引上げの基準となる月）及び引上げに伴う賃金の支払いが発生した最初の月の賃金台帳を提出してください。引上げ予定で申請をする場合は引上げ前の賃金台帳のみ提出してください。

※最低賃金の該当者が複数名いる場合は、該当者全員の「（２）事業場内最低賃金引上げ要件」を記入し、該当者全員の賃金台帳を提出すること。

（２）－３　佐賀県の地域別最低賃金及び特定（産業別）最低賃金の充足確認

|  |
| --- |
| 令和6年10月17日までに事業場内最低賃金を956円以上にしている。 |[x]
| いずれの時点においても佐賀県の地域別最低賃金及び特定（産業別）最低賃金を下回っていない。 |[x]

別紙１（第３条第２項関係）

誓　　　約　　　書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、公益財団法人佐賀県産業振興機構佐賀県産業イノベーションセンター（以下「センター」という。）が必要な場合には、佐賀県を通じて佐賀県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が「センター」等における身分確認に利用することに同意します。

記

・虚偽又は不正が判明した場合は、補助金の返還等に応じるとともに、加算金の支払いに応じます。

・「センター」から検査・報告の求めがあった場合は、これに応じます。

・対象要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、佐賀県等を通じ補助金の交付を受けた事業者名、対象施設名等の情報を公表されることに同意します。

・業種に係る営業に必要な許可等を全て有しており、それを証明するものを添付しています。

・自己又は自社若しくは自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。また、次に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

ア　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ　暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ　暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

エ　自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ　暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

・事業計画の内容は以下に掲げる事業には該当しません。

ア　公募要領にそぐわない事業

イ　事業の実施の大半を他社に外注又は委託し、企画だけを行う事業

ウ　建築又は購入した施設・設備を自ら占有し、事業の用に供することなく、特定の第三者に長期間賃貸させるような事業

エ　公序良俗に反する事業

オ　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律122号）第２条第1項第4号に定める事業、また、同条第4項から同条第13項第２号までに定める事業

カ　政治団体、宗教上の組織又は団体による事業

キ　重複案件　　　同一事業場が当該補助金に複数申請を行った場合の2件目以降の申請分

他の申請者が提出した申請書の内容と酷似している申請

ク　申請時に虚偽の内容を含む事業

ケ　その他申請要件を満たさない事業

以上

|  |  |
| --- | --- |
|  | 令和　７年１０月＊＊日 |
| 公益財団法人佐賀県産業振興機構佐賀県産業イノベーションセンター　所長　様 |
| （フリガナ） | カブシキガイシャサガ | （フリガナ） | サ　　ガ　　　タ　ロ　ウ |
| 企業名 | 株式会社佐賀 | 代表者名（自署） | 佐　賀　　太　郎　←自署 |
| （法人の場合は法人名、個人事業主の場合は屋号、店舗名等） | ※法人の代表者又は個人事業者が自署してください |
| 所在地･住所 | 佐賀県佐賀市＊＊＊＊ | 生年月日 | （ T ・ S ・ H ）\*\*年 \*\*月 \*\*日 |
| ※法人、店舗等の所在地・住所を記載してください |

別紙３（第11条第１項、第２項関係）

※一者選定を行う事業者のみ記入

佐賀県窯業関連中小企業生産性向上・陶土価格高騰緩和支援補助金に係る

一者選定理由書

|  |  |
| --- | --- |
| 申請者名： | 株式会社佐賀 |
| 設置場所（店舗名等） | 佐賀市＊＊＊＊＊ |
| 契約する事業者名 | 株式会社長崎 |
| 契約する対象 | 電気窯 |
| メーカー、型番・機種番号等 | P社　P-2209-1 |
| 一者となる理由を以下から１つ選択してチェックしてください。□オーダーメイド　　（□県内一者　□県外一者）□メーカー直販　　　（□県内一者　□県外一者）□特定代理店販売　（□県内一者　□県外一者）□県内に取扱業者がない（県外一者選定の場合に限る）☑上記のほか、佐賀県イノベーションセンターが認めるもの　（該当記号**カ**） |
| ※経緯や補足説明等を簡潔に記載してください㈱長崎は以前より取引の実績があり、これまでに購入した設備のメンテナンスの年間契約を締結しているため、今回購入を計画している設備についても同店より購入することでメンテナンスを受けることができるメリットがある。 |

（注）２者見積書の入手が困難な理由としては、オーダーメイドや、メーカー直販、特定代理店販売により販売経路が限られている場合、県内に取扱業者がない場合又は、下記に掲げるセンターが認める場合となります。

佐賀県産業イノベーションセンターが認めるもの

ア 定価販売品につき随契

購入しようとする物品と同一の品質、規格のものが市販品としてどこにでも販売されており、いずれで購入してもその価格に相違がなく２者以上の者から見積書を徴することが無意味と認められるとき。（書籍、図書券等）

イ 中古販売品で２者以上の見積書の入手が困難であることから随契

　　購入しようとする物品と同一の品質、規格、年式のものの在庫があることが極めて稀であり、２者以上の者から見積書を徴することが不可能と認められるとき。

ウ 購入店（修繕等）と随契

物品の改良・修繕等がその購入店以外では困難である特段の理由があるとき。（販売特約店等）

エ 過去の指名競争入札等による契約と同等の随契

過去６ヶ月以内において、当該購入予定物品と種類及び数量をほぼ同じくする契約（競争入札又は見積合せの方法で締結した場合）を既に締結したことのある物品について、その後経済上の変動もなく、かつ、購入の相手方が前回の納入単価で納入することについて了承したとき。

オ 現在履行中の契約と関連した随契

現在履行中の工事、製造又は物件の供給に直接関連する発注であり、当該履行中の契約の相手方である業者に発注することが合理的であるとき。

カ 長年の取引先であることから随契

長年にわたる取引関係により信頼関係を築いている事業者であり、維持管理も含めた総合的な観点から有利であるとき。

別紙４（第11条第２項関係）

※比較見積業者が県外事業者しかない場合で、かつ、県内事業者の見積額より県外事業者の見積額が安価である場合のみ記入

佐賀県窯業関連中小企業生産性向上・陶土価格高騰緩和支援補助金に係る

ローカル発注調書

※比較見積業者が県外事業者しかない場合で、かつ、

県内事業者の見積額より県外事業者の見積額が安価である場合

|  |  |
| --- | --- |
| 申請者名 | 株式会社佐賀 |
| 設置場所（店舗名等） | 佐賀県佐賀市＊＊＊＊＊※複数申請する場合は、すべてを記載してください。 |
| 契約する県内事業所 | 事　業　所　名：株式会社■■ |
| 事業所の所在地：佐賀県佐賀市＊＊＊＊ |
| 事業所の本店が所在する都道府県名 | 佐賀県 |
| 契約する対象 | 電気窯 |
| メーカー、型番・機種番号等 | P社　P-2209-1 |

別紙６

※陶土価格支援事業において陶土購入を行う事業者のみ作成

**○陶土価格支援事業補助金額算定表（交付申請用・変更承認申請用・実績報告用）**

　　

※「陶土価格支援事業補助金算定表」についてはエクセルデータを佐賀県産業イノベーションセンターホームページからダウンロードをして

作成してください。＜<https://sagaperch.jp/news/000269.php>＞